

入札手続等に対する改善意見

ランダム・カット式指名選考の評価と

今後の入札制度改革のあり方について

平成16年3月26日

北海道入札監視委員会

入札監視委員会は、「ランダム・カット式指名選考の扱いについては、これまでの取組みや関係法令の施行・運用状況などを踏まえた上で、見直しを行うことが適当である」とする、昨年3月の入札等監理委員会の最終提言を踏まえ、数回にわたる現地調査や委員会論議等を通じ、その評価と今後の入札制度改革のあり方を取りまとめたので提言します。

なお、公共工事の執行に当たっては、工事の品質低下の防止にも十分に意を用いていくことが必要であり、そのためには、工事の施工管理を一層徹底すべきであることを付言します。

平成16年3月26日

北海道入札監視委員会

委員長

伊藤 隆道

ランダム・カット式指名選考の評価

道では、農業農村整備事業に関し、平成11年に公正取引委員会の立入調査が行われたことを重大な事態として受け止め、平成12年4月に策定した「入札制度改善行動計画」(以下「行動計画」という。)に基づき、入札・契約手続に関する様々な改善事項の推進に努めてきた。

特に、指名競争入札については、長年にわたり組織的に受注調整が行われていたことへの反省に立ち、発注者の恣意的判断の入り込む余地のない客観性、透明性、競争性の高い制度の確立に向けて、次のとおり、改革に取り組んできた。

一 多様な入札方式の拡大

従前は年間数パーセントに過ぎなかった一般競争入札、地域限定型一般競争入札、公募型・工事希望型指名競争入札、VE方式といった指名競争入札以外の多様な入札方式を全入札件数の30パーセントまで拡大した。

二 指名競争入札の改善

(一) ランダム・カット式指名選考の導入

指名に関する恣意性を排除するため、人為的な要素の含まれない無作為な選定を組み込むランダム・カット式指名選考を導入した。

(二) 指名基準等の具体化及び明確化

指名選考の透明性、客観性を高めるため、「受注意欲」、「履行成績」など6項目の選定基準を設定したほか、企業情報等を共通データベース化する「入札契約総合管理システム」を整備した。

(三) 指名数の拡大

競争性を促進するため、指名数の目安をこれまでの1.5倍とした。

(四) 指名選考過程の公表

説明責任を果たすため、指名選考の過程を閲覧場所を定めて公表することとした。

ランダム・カット式指名選考は、本来、指名に関する恣意性の排除を目的に緊急的、特例的な措置として導入されたものであるが、それ以上に、発注者及び受注者、さらには道民に改革の意志と方向性を認識させる役割を果たしてきたものであり、道民への象徴的アピールと発注者及び受注者への心理的戒めとしての効果が大きかったものとする。

他方、建設企業は、本来、蓄積された技術力や不断の経営努力によって評価されるべきであるが、指名選考が無作為な要因に左右されることから、事業者の受注意欲や技術力などが反映されないなどのデメリットが指摘されている。

このように、ランダム・カット式指名選考は、入札の談合防止に一定の効果があるが、恒常的、一般的な制度として活用することは望ましい姿ではないと考える。

入札談合の防止を狙いとした「入札契約適正化法」（平成13年4月）や「官製談合防止法」（平成15年1月）が施行され、また、道の入札制度改革の取組みも着実に推進されてきている中で、ランダム・カット式指名選考は一定の役割を果たしたものと認められることから、客観性、透明性を高め、公正な競争を促進しながら良質な社会資本を形成するという時代の要請を踏まえ、多様な入札方式の拡大を基本に、さらなる制度改革を進めることを条件として、その活用の廃止を検討すべきである。

今後の入札制度改革のあり方

1 多様な入札方式の拡大について

多様な入札方式の実施に当たっては、行動計画に基づき、平成12年度以降実施率の拡大に努め、現在、入札等監理委員会の最終提言を踏まえ、農政、水産、林務、建築及び土木の各部門の入札件数の三割程度を最低限の目安としながら取り組んでいるところである。

多様な入札方式は、事業者の受注意欲を反映し、技術的適性を把握する上で有効であることから、適正な品質の確保等に配慮しながら、電子入札システムの導入や業務手法の改善を図ることな

どにより、拡大に努めるべきである。

当面の目標として、今後3年間で、60パーセントを目安とすべきである。

2 指名競争入札のあり方について

競争に付すべきものについては、多様な入札方式を基本とすべきであり、指名競争入札については、対象範囲を厳選して実施するとともに、次のとおり、そのさらなる改善を図る必要がある。

(1) 指名選考過程の情報提供の充実

各発注機関において、閲覧場所を定め、指名選考過程等の公表を行っているが、ホームページへの掲載など積極的な情報提供を行うとともに、当該発注機関においてあらかじめ定めている指名選考方針についても公表すべきである。

(2) 指名選考の客観性等の向上

ア 入札契約総合管理システムの活用

現在運用している入札契約総合管理システムにあっては、引き続きデータの蓄積に努めることが必要であるが、技術者数、工事成績、経営事項審査結果の評点数値など、企業評価にとって有効なデータがすでに保有されていることから、さらなる活用上の工夫をすべきである。

イ 指名基準の取扱い

指名選考に当たり、特定の者に対し指名回数が偏ることのないよう選定基準の一項目として「機会均等」を設けているが、過度の活用は、誤解を招きかねず、また、技術力などの企業評価を重視した指名選考を行う上で支障となるおそれがあることから、今後、指名基準における適切な活用のあり方を検討すべきである。

(3) 指名数の取扱い

指名選考に当たっては、工事の規模に応じて一定の指名数を「目安」とすることとしているが、画一的に絞り込み、指名数が固定化している状況にある。

指名数は、一般土木工事などにあっては、原則として、A等

級工事は15人、B等級工事は10人、C及びD等級工事は7人を「最低基準」とし、工事の種類、規模、内容、業者の施工能力、地域性などを十分に考慮し、適切な指名数を選定すべきである。

3 入札談合防止への対処について

入札談合の防止については、「入札契約適正化法」及び「官製談合防止法」の施行により、事業者のみならず、発注機関に対しても厳しい対応が求められている。

道では、行動計画に基づき、公正な入札を妨げる行為を防止するため、職員等の禁止事項と違反者への厳正な対処を定めたほか、法令違反等の事業者に対する賠償金条項の設定、指名停止措置の強化、公正取引委員会への通報や入札取り止め基準等を定めた談合情報対応手続の制定等に努めてきたが、今後、さらに防止に向けた取組を強化すべきである。

北海道入札監視委員会委員名簿

	氏 名	所 属・役 職
委員長	伊藤 隆道	弁護士
委 員	笠原 篤	北海道工業大学社会基盤工学科教授
委 員	梶井 祥子	北海道武蔵女子短期大学助教授
委 員	高井 哲彦	北海道大学大学院経済学研究科助教授
委 員	花岡 英司	公認会計士・税理士